

市民説明会資料

水道料金の改定について

「いつまでも安心と安定を」～市民に身近な水道をめざして～

令和2年1月

益田市水道部

水道事業の現状と課題

施設の状況 … ■施設管路の老朽化 ➡ 耐震化・更新

経営の状況

■人口減少や節水型機器の普及等による給水収益の減少

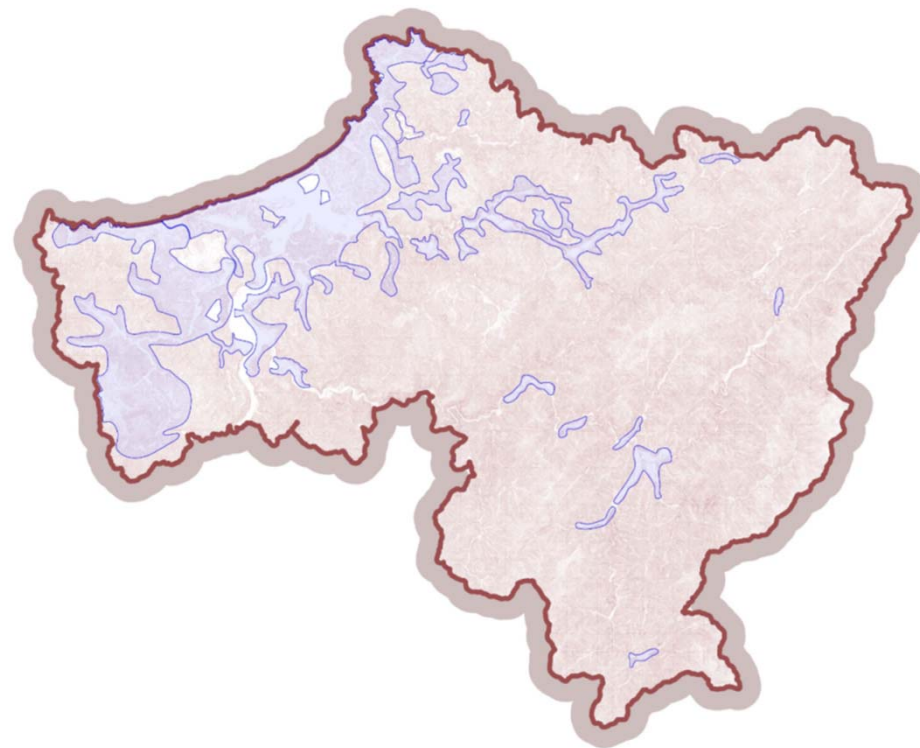
■簡易水道事業等の統合に伴う経費の増大

■水道施設の耐震化・更新に要する財源の確保

1. 施設の状況

水道事業の概要（平成30年度末）

■ 給水区域内人口	45,722人
■ 給水人口	44,476人
■ 普及率	97.3%
■ 給水戸数	18,720戸
■ 給水面積	132.6km ²
■ 水道管路総延長	698km



益田市上水道事業 給水区域

施設の状況（平成30年度末）

【管路】

管種	管路延長(m)	耐震適合管 延長(m)	耐震化率(%)	H29年度末耐震化率(%)		
				益田市	島根県平均	全国平均
基幹管路	201,684	25,976	12.9	12.8	26.3	39.3
配水支管	496,573	44,715	9.0	—	—	—
合計	698,257	70,691	10.1	12.8	26.3	39.3

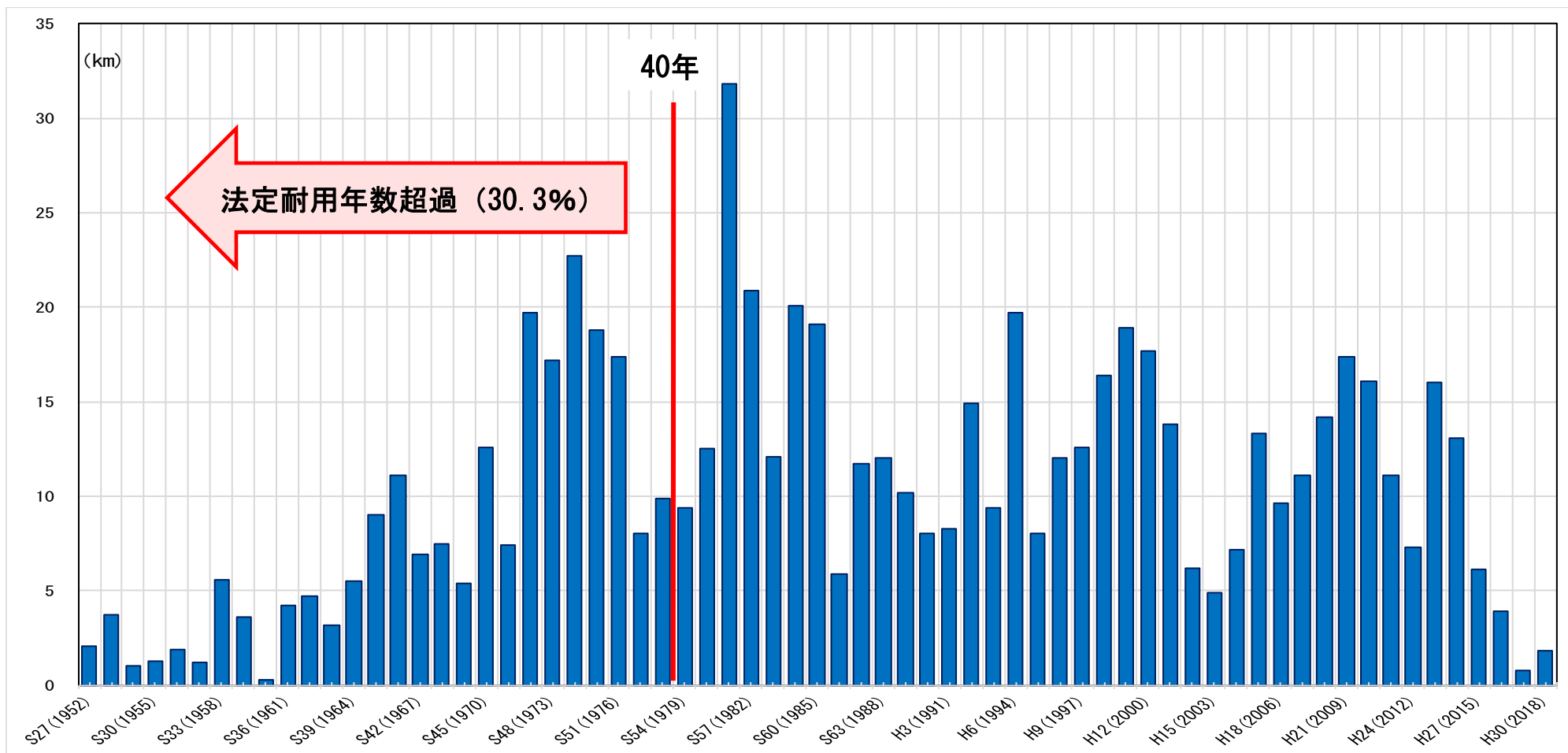
※基幹管路：送水管、導水管、配水管（口径150mm以上）

配水支管：配水管（口径150mm未満）

【施設】

種別	全施設能力	耐震化能力	耐震化率(%)	H29年度末耐震化率(%)		
				益田市	島根県平均	全国平均
浄水施設(m ³ /日)	22,565	2,558	11.3	0.0	49.3	29.1
配水施設(m ³)	14,387	0	0.0	0.0	59.2	55.2

管路の布設年度別延長 (平成30年度末)



老朽化で漏水した水道管



施設の耐震化・更新へ向けた取り組み

【水道施設の耐震化】

■劣化診断及び耐震診断により施設の状況を確認しながら、施設の更新、耐震補強または改造など、施設の延命化に向けた対策を行っていきます。

■年間事業費 約2億円

【管路の耐震化・更新】

■耐震化の重要度、緊急度、管路の劣化状況などを踏まえて計画的に耐震管への布設替えを行っていきます。

■年間事業費 約2億円

■管路更新率 年間約1%（耐震化率10.1%
→令和22年度末31.1%）

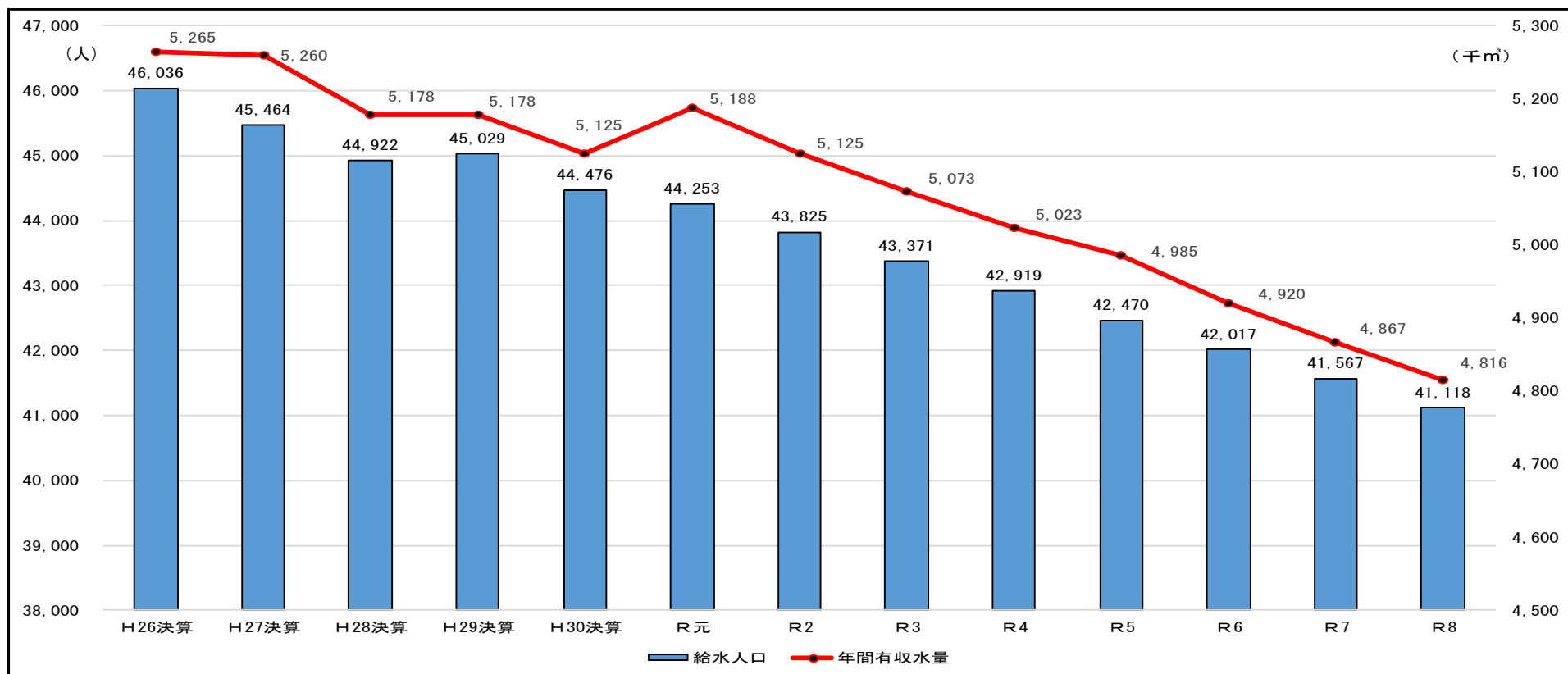


2. 経営の状況

給水人口と年間有収水量

◆給水人口の減少等により、有収水量は減少しています。

美都・匹見地区簡易水道事業を含む



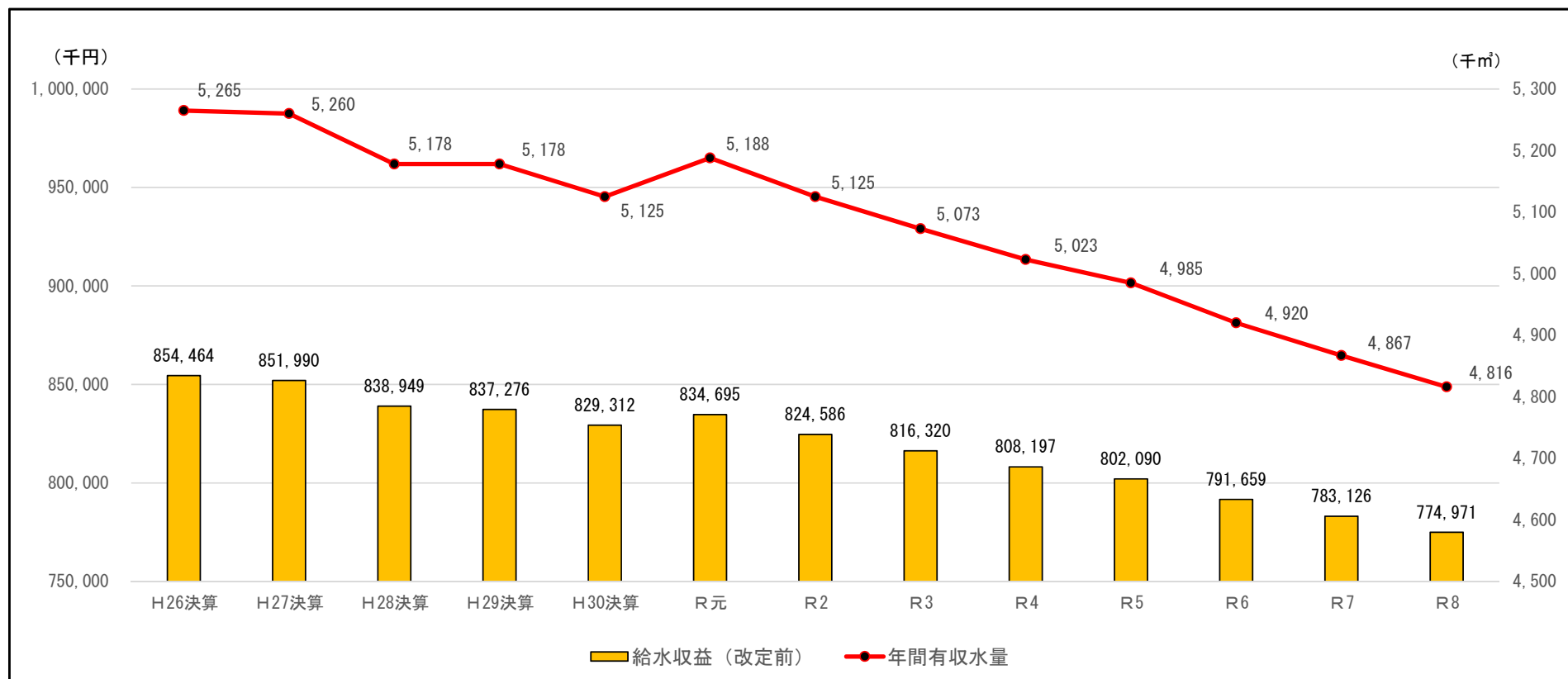
※「給水人口」 給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口

※「年間有収水量」 水源地から取水され送り出された水道水のうち、実際に使用され料金の対象となった水量

給水収益、年間有収水量

◆給水人口の減少等により、有収水量、給水収益（料金収入）は減少しています。

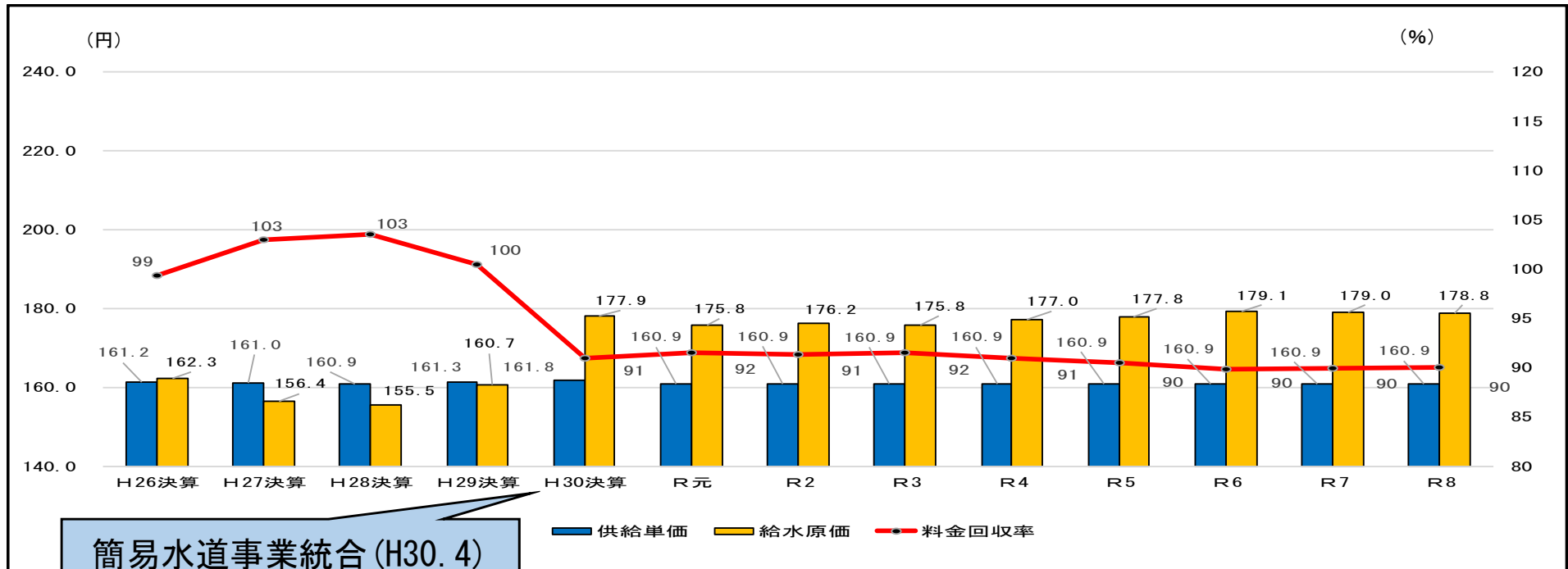
美都・匹見地区簡易水道事業を含む



※「給水収益」 水道施設の使用について徴収する使用料（水道料金）

供給単価、給水原価、料金回収率

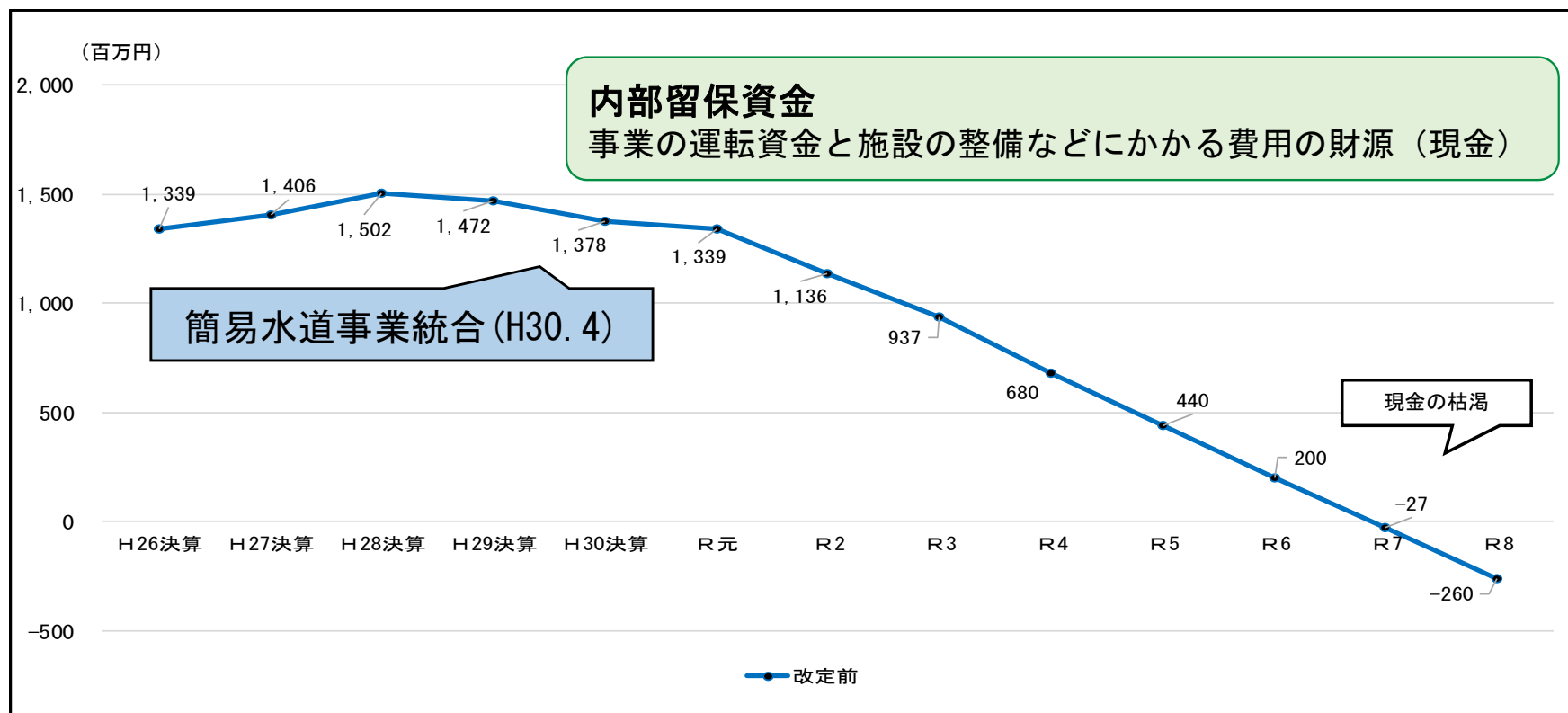
◆簡易水道事業統合により給水収益（供給単価）は増加しますが、減価償却費等の経費が増大し、給水原価が供給単価を上回る状態が続き、厳しい経営状況が予測されます。



- ※「給水原価」 水道水を1立方メートル作るのに必要な経費
- ※「供給単価」 使用者からいただく1立方メートルあたりの平均単価
- ※「料金回収率」 供給単価÷給水原価（100%以上となることが基本）

内部留保資金（現金）の見通し

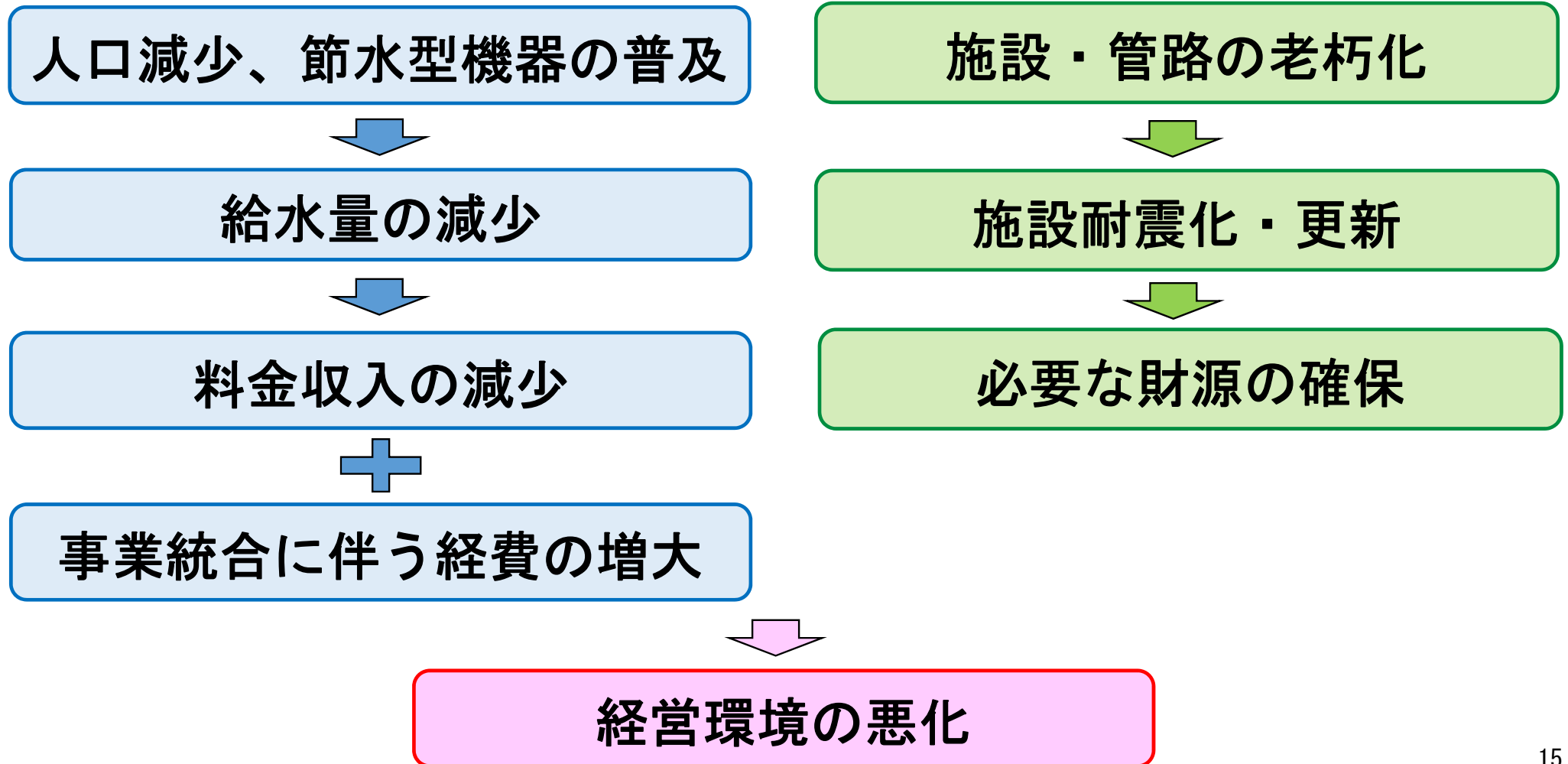
◆改定前の料金体系をもって施設の耐震化・更新を進めた場合（令和2年～令和8年、平均4億円）令和7年には内部留保資金が枯渇することとなります。



※「改定前」 水道料金審議会で示した「経営シミュレーション」に基づき現金の見通しを示す（H29年度、H30年度は計画数値）

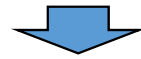
3. 水道料金の改定

現状と課題（再掲）

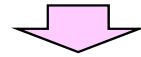


課題とその解決

いつまでも安心と安定を



経営の安定化、耐震化・更新の推進



料金改定による収入の確保

4. 改定の概要

(1) 基本料金を「用途別」から「口径別」へ

【用途別料金】

- ①一般用、営業用等の使用用途により料金格差を設定
- ②使用者の経済負担やサービス価値を重視
- ③生活用水の低廉化に配慮

【口径別料金】

水道メーターが大口径の使用者は、一度に大量の水を使用することが可能であり、その分多額の設備投資が必要となるため、口径が大きいほど費用を多く負担すべきであるという観点から、使用者のメーター口径の大小によって料金を設定

(1) 基本料金を「用途別」から「口径別」へ

【口径別料金への変更】

課題・・・これまで生活水の低廉化という観点から、用途別料金体系としていましたが、用途区分の客観的で公平な判断が難しい。



料金算定の客観的妥当性の確保や使用水量に応じた公平な費用負担を重視し、口径別料金体系へ変更しました。

用途別から口径別へ料金体系を変更する場合、その影響は大きく、一部の使用者負担が大幅に大きくなるなどの不公平が生じないように、最大限の配慮が必要と考えます。

(2) 従量（超過）料金の「逡増制」の見直し

【逡増制】

従量制とは・・・使った水の量が多くなるのに応じて、段階的に単位当たりの料率を高くする料金体系。大口利用者の負担割合を増すことにより少量利用者の負担を軽減することが可能。



用途別から口径別の料金体系へ変更の影響もあり、少量利用者の大幅な負担増へ配慮しつつ、料金負担の公平性や安定的な料金収入の確保を図るため、引き続き従量料金の逡増制を採用し、あわせて逡増割合を見直しました。

(3) 基本水量の設定

【基本水量】

基本水量とは・・・一定水量（1か月8立方メートル）までの料金を定額にすることにより、その範囲における水の使用を促すとともに、その部分に係る料金の低廉化を図ろうとするもの。



用途別料金体系時において、その9割以上を占める一般用・営業用・団体用の基本水量は8立方メートルとなっています。用途別から口径別の料金体系に変更するなかで、同時に基本水量を廃止、又は変更した場合、多くの使用者に大幅な影響をもたらす可能性があり、また、高齢者の単身世帯や8立方メートル以下の使用者の割合が増加している現状を考慮し、基本料金に基本水量8立方メートルを付与することとしました。

(4) 新旧料金表の比較

【改定前】料金表

単位：円（税抜）

用途別

用途	基本水量	基本料金	超過料金(1 m ³ につき)	
			8 m ³ を超え 20 m ³ まで	20 m ³ を超えるもの
一般用	8 m ³ まで	1,010	145	
営業用	8 m ³ まで	1,224	153	198
団体用	8 m ³ まで	1,050	145	193
特殊用	500 m ³ まで	76,520	193	
臨時用	1 m ³ まで	241	241	

メーター使用料表 単位：円（税抜）

口径	使用料	
	一般用	一般用以外
13 mm	50	75
20 mm	100	145
25 mm	120	175
40 mm	210	305
50 mm	770	1,110
75 mm	980	1,415
100 mm	1,480	2,135



平均改定率22.72%

【改定後】料金表

単位：円（税抜）

口径別

口径		13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
基本料金(8 m ³ まで)		1,250	1,350	2,300	3,600	7,400	25,000	46,000
従量料金 (1 m ³ につき)	8 超 20 m ³ まで	155						
	20 超 50 m ³ まで	180						
	50 m ³ 超	200						

メーター使用料表 単位：円（税抜）

口径	使用料
13 mm	50
20 mm	100
25 mm	150
40 mm	300
50 mm	1,100
75 mm	1,400
100 mm	2,100



(5) 改定による影響（一般用）

①1か月の使用水量8m³（基本水量）以下、使用するメーター口径13mm

改定前の料金体系では1月あたり1,060円であったところ、改定後（新料金）では1,300円となり、1月あたり240円の負担増（22.6%増）となります。

（単位：円 消費税抜）

改定前			→	改定後			→	負担増減		
基本料金	従量料金	合計		基本料金	従量料金	合計		基本料金	従量料金	合計
1,060	0	1,060		1,300	0	1,300		240円増	0	240円増
								22.6%増	0	22.6%増

②1か月の使用水量20m³、使用するメーター口径13mm

改定前の料金体系では1月あたり2,800円であったところ、改定後（新料金）では3,160円となり、1月あたり360円の負担増（12.8%増）となります。

（単位：円 消費税抜）

改定前			→	改定後			→	負担増減		
基本料金	従量料金	合計		基本料金	従量料金	合計		基本料金	従量料金	合計
1,060	1,740	2,800		1,300	1,860	3,160		240円増	120円増	360円増
								22.6%増	6.8%増	12.8%増

※上表のいずれも基本料金には、「改定前」「改定後」ともにメーター使用料を含めています。

(5) 改定による影響 (一般用)

③1か月の使用水量20m³、使用するメーター口径20mm

改定前の料金体系では1月あたり2,850円であったところ、改定後(新料金)では3,310円となり、1月あたり460円の負担増(16.1%増)となります。

(単位:円 消費税抜)

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
1,110	1,740	2,850	1,450	1,860	3,310	340円増	120円増	460円増
						30.6%増	6.8%増	16.1%増

④1か月の使用水量50m³、使用するメーター口径20mm

改定前の料金体系では1月あたり7,200円であったところ、改定後(新料金)では8,710円となり、1月あたり1,510円の負担増(20.9%増)となります。

(単位:円 消費税抜)

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
1,110	6,090	7,200	1,450	7,260	8,710	340円増	1,170円増	1,510円増
						30.6%増	19.2%増	20.9%増

※上表のいずれも基本料金には、「改定前」「改定後」ともにメーター使用料を含めています。

(6) 改定による影響 (営業用)

①1か月の使用水量50m³、使用するメーター口径20mm

改定前の料金体系では1月あたり9,145円であったところ、改定後(新料金)では8,710円となり、1月あたり435円の負担減(4.7%減)となります。

(単位:円 消費税抜)

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
1,369	7,776	9,145	1,450	7,260	8,710	81円増	516円減	435円減
						5.9%増	6.6%減	4.7%減

②1か月の使用水量100m³、使用するメーター口径25mm

改定前の料金体系では1月あたり19,075円であったところ、改定後(新料金)では19,710円となり、1月あたり635円の負担増(3.3%増)となります。

(単位:円 消費税抜)

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
1,399	17,676	19,075	2,450	17,260	19,710	1,051円増	416円減	635円増
						75.1%増	2.3%減	3.3%増

※上表のいずれも基本料金には、「改定前」「改定後」ともにメーター使用料を含めています。

(7) 改定による影響 (団体用)

①1か月の使用水量50m³、使用するメーター口径25mm

改定前の料金体系では1月あたり8,755円であったところ、改定後（新料金）では9,710円となり、1月あたり955円の負担増（10.9%増）となります。

(単位：円 消費税抜)

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
1,225	7,530	8,755	2,450	7,260	9,710	1,225円増	270減	955円増
						100.0%増	3.5%減	10.9%増

②1か月の使用水量100m³、使用するメーター口径40mm

改定前の料金体系では1月あたり18,535円であったところ、改定後（新料金）では21,160円となり、1月あたり2,625円の負担増（14.1%増）となります。

(単位：円 消費税抜)

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
1,355	17,180	18,535	3,900	17,260	21,160	2,545円増	80円増	2,625円増
						187.8%増	0.4%増	14.1%増

※上表のいずれも基本料金には、「改定前」「改定後」ともにメーター使用料を含めています。

(8) 改定による影響 (臨時用)

①1か月の使用水量1m³、使用するメーター口径13mm

改定前の料金体系では1月あたり316円であったところ、改定後（新料金）では口径13mmの基本料金が適用されることにより1,300円となり、1月あたり984円の負担増（311.3%増）となります。

(単位：円 消費税抜)

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
316	0	316	1,300	0	1,300	984円増	0	984円増
						311.3%増	0	311.3%増

②1か月の使用水量1m³、使用するメーター口径20mm

改定前の料金体系では1月あたり386円であったところ、改定後（新料金）では口径20mmの基本料金が適用されることにより1,450円となり、1月あたり1,064円の負担増（275.6%増）となります。

(単位：円 消費税抜)

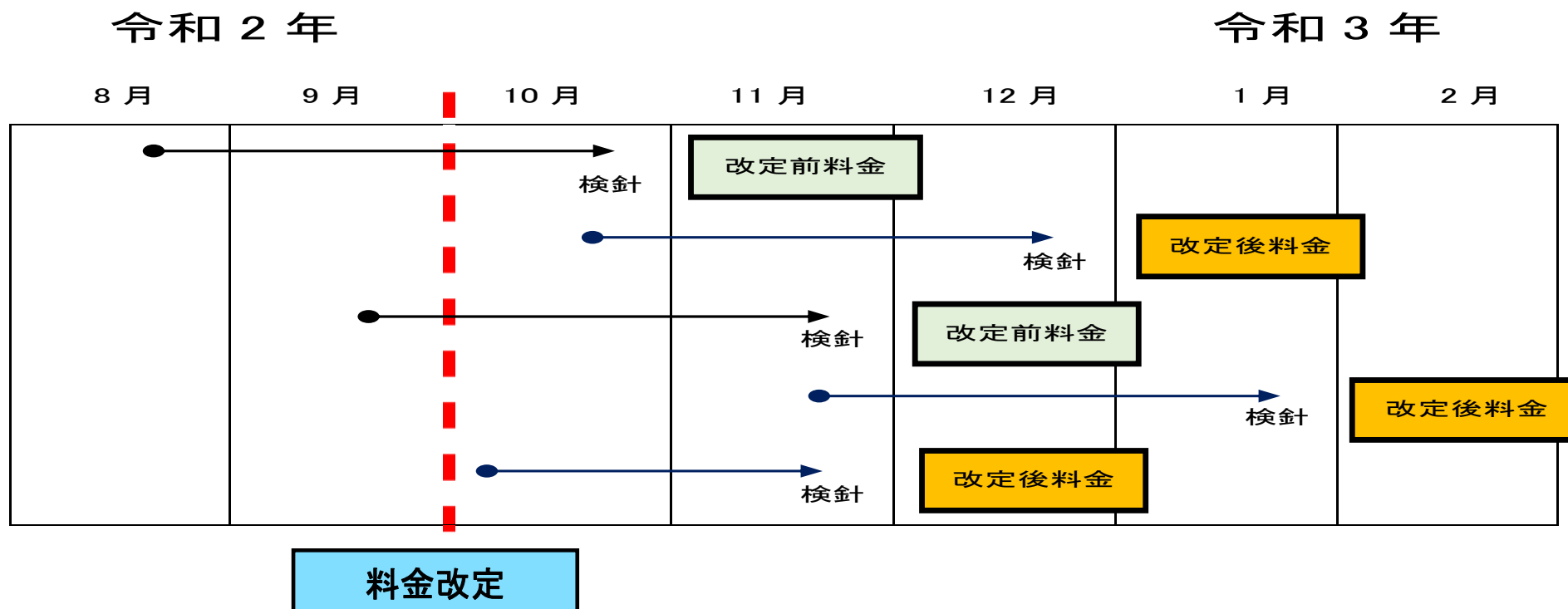
改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
386	0	386	1,450	0	1,450	1,064円増	0	1,064円増
						275.6%増	0	275.6%増

※上表のいずれも基本料金には、「改定前」「改定後」ともにメーター使用料を含めています。

5. 改定の時期

料金改定の時期（令和2年10月1日から適用）

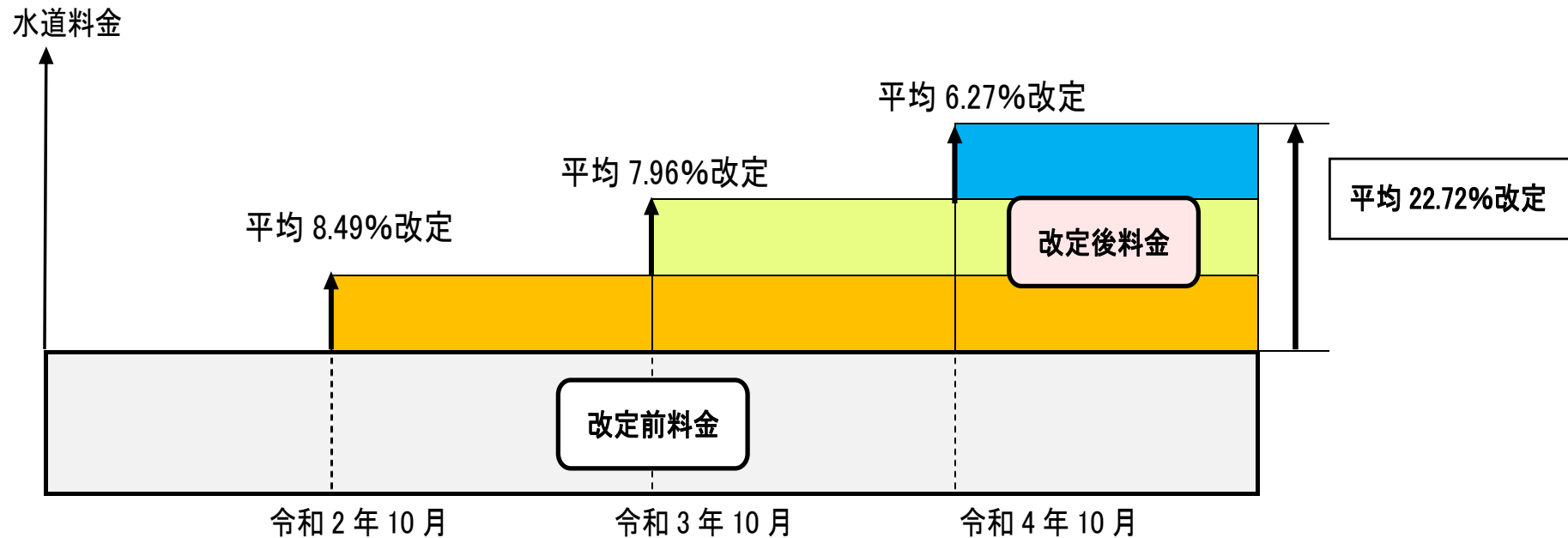
令和2年10月1日以降、新たに使用する水量から改定後の料金が適用されます。ただし、経過措置として10月検針分（または11月検針分）については改定前の料金により算出し、12月検針分（または1月検針分）より改定後の料金が適用されることとなります。



激変緩和措置

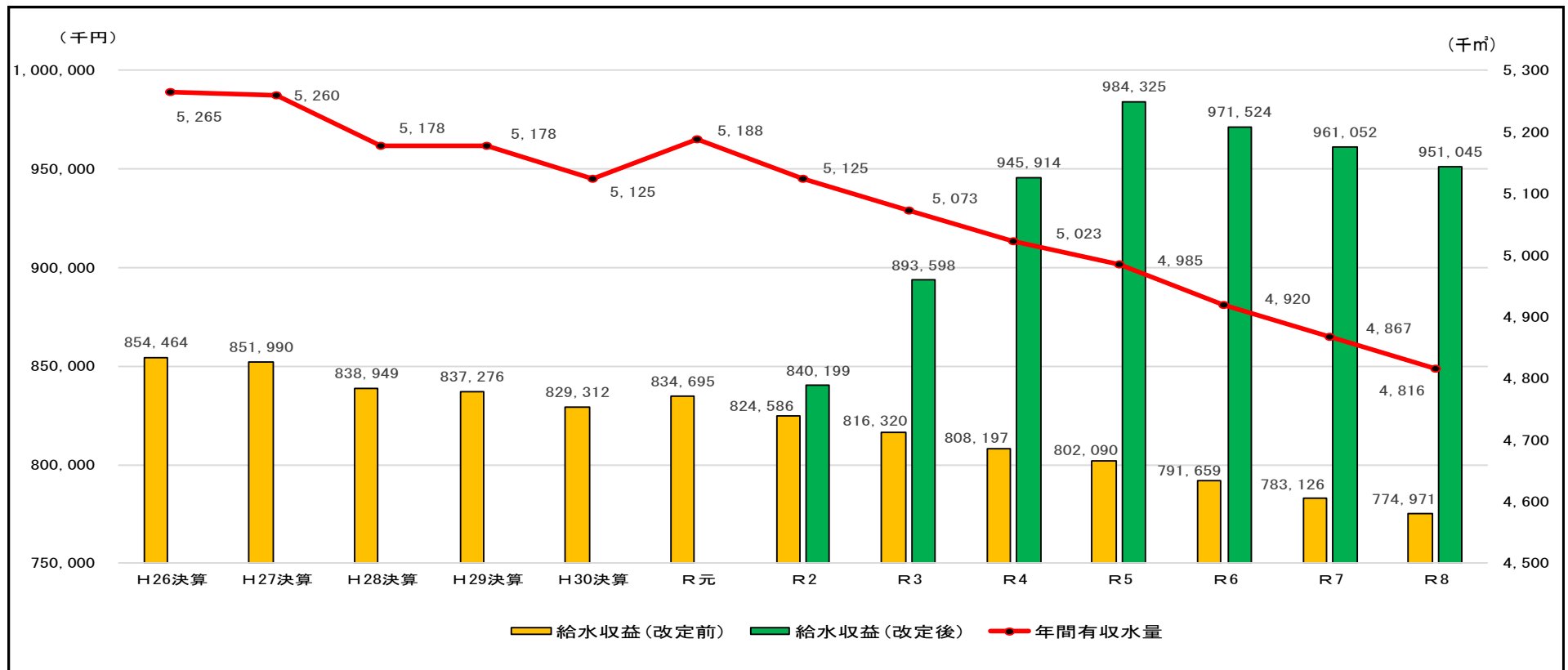
令和2年10月1日から3か年で段階的に新料金（改定後料金）へ移行します。

1年目（令和2年10月1日～令和3年9月30日）	平均改定率22.72%の概ね3分の1
2年目（令和3年10月1日～令和4年9月30日）	平均改定率22.72%の概ね3分の2
3年目（令和4年10月1日～）	平均改定率22.72%の概ね3分の3



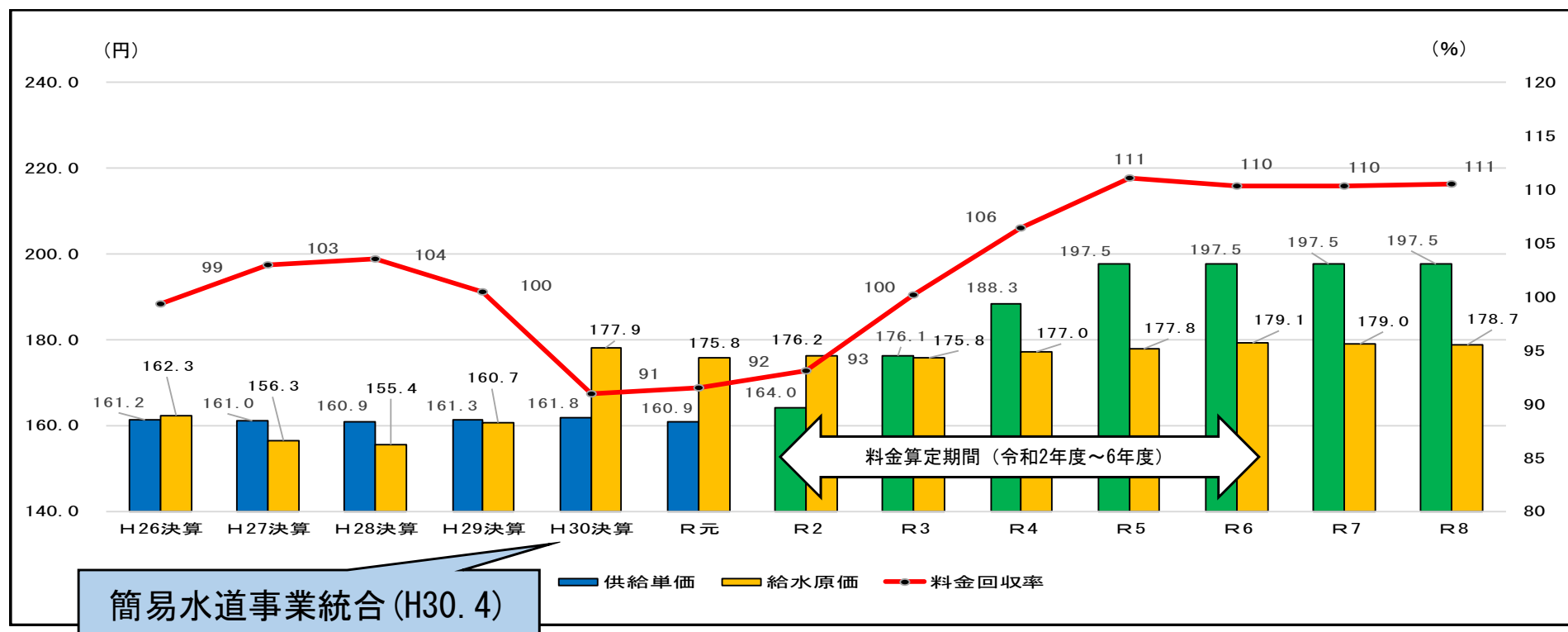
6. 改定後の経営状況

給水収益、年間有収水量



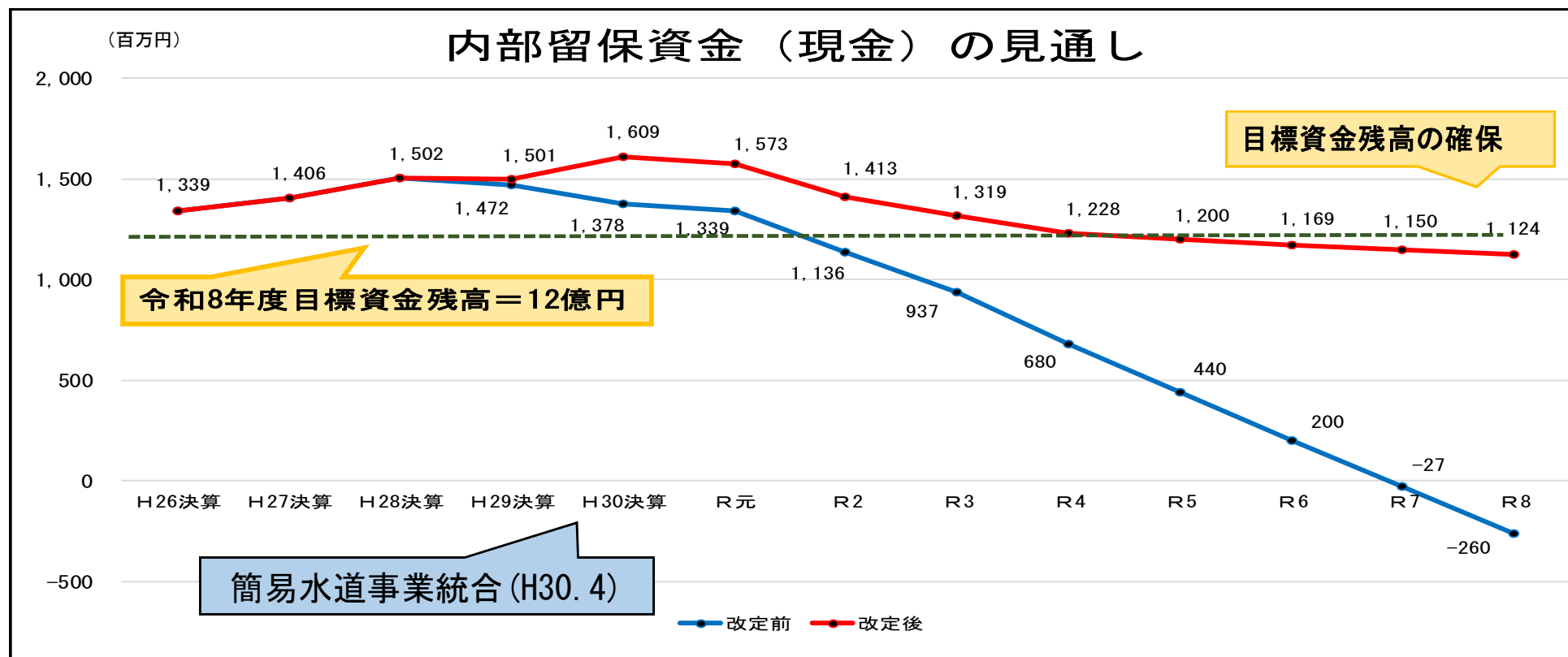
※「給水収益」「年間有収水量」 美都・匹見地区簡易水道事業を含む

供給単価、給水原価、料金回収率



- ※「給水原価」 水道水を1立方メートル作るのに必要な経費
- ※「供給単価」 使用者からいただく1立方メートルあたりの平均単価
- ※「料金回収率」 供給単価÷給水原価 (100%以上となることが基本)

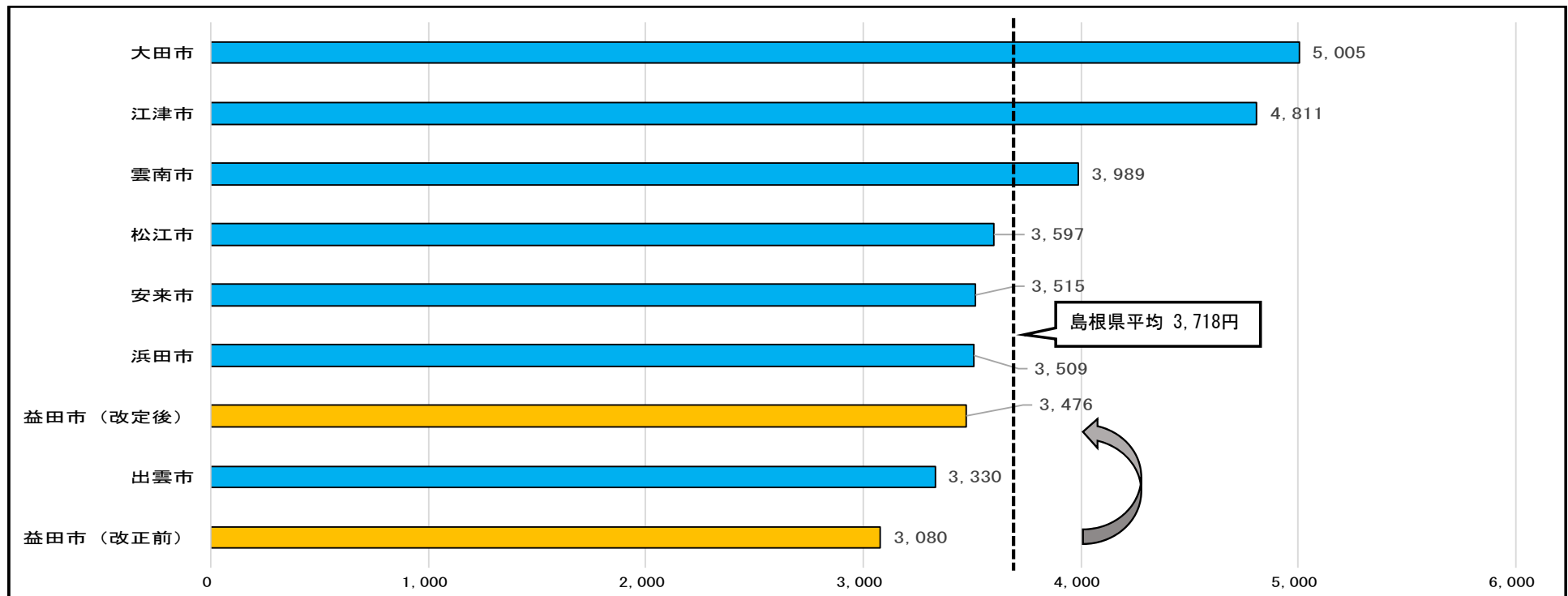
内部留保資金（現金）の見通し



※「改定前」 水道料金審議会で示した「経営シミュレーション」に基づき現金の見通しを示す（H29、H30年度は計画数値）
 ※「改定後」 H29、H30を決算数値に置き換え、その上で料金改定後の現金の見通しを示す

水道料金の比較

一般家庭が1か月20m³使用した場合（口径13mm）の水道料金（消費税10%込み）
（益田市） 【改正前】3,080円 → 【改正後】3,476円（1か月あたり396円の増）



※ 出雲市は、料金改定後（令和2年4月1日）の水道料金

「いつまでも安心と安定を」
～市民に身近な水道をめざして～

水道料金の改定に
ご理解とご協力をお願いします

益田市水道部